

確認対象施設の利用定員一覧

区が特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業の運営事業者等に給付費（委託費）の支給を行うための確認を行うにあたり、これらの施設・事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議において意見を聴くことが規定されています。（子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第2項）

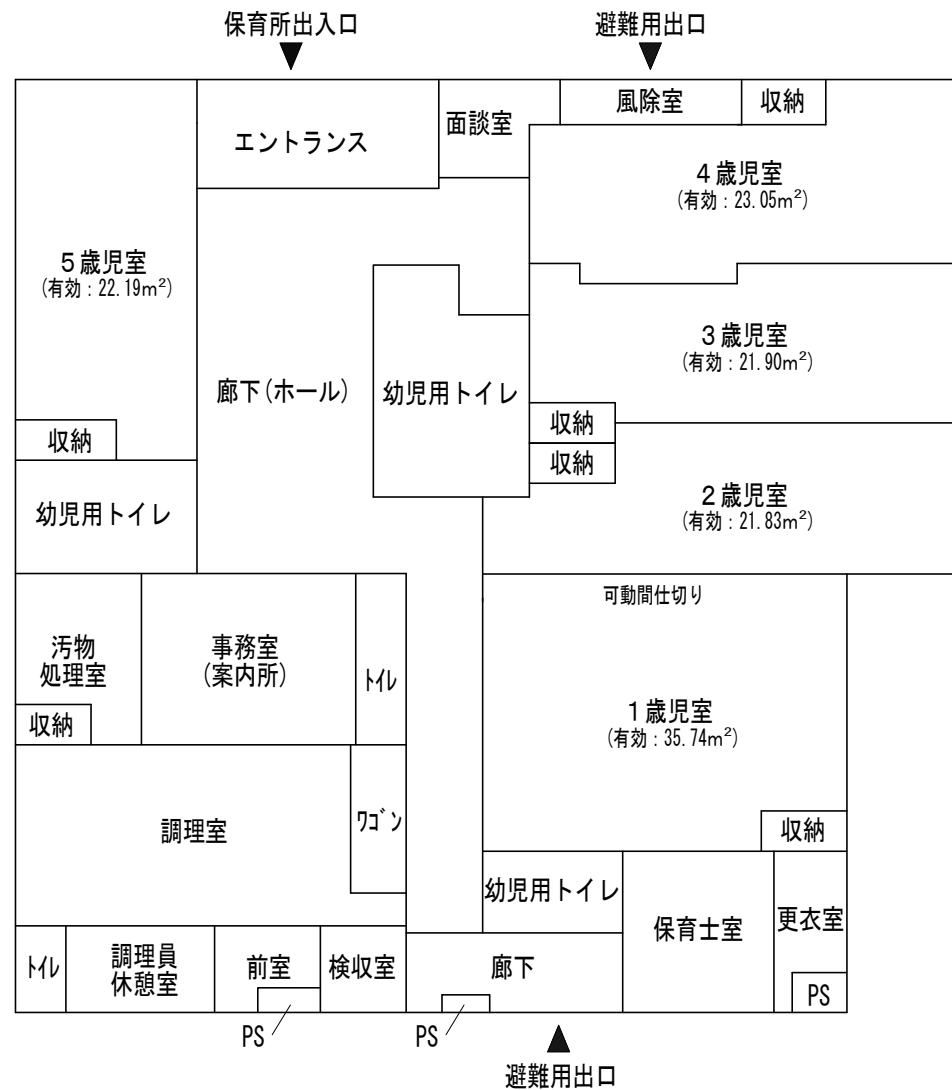
令和8年4月開設予定の特定教育・保育施設の利用定員は次のとおりです。

施設の状況			設置者名称	認可・認定定員数	当該確認に係る事業開始予定年月日	利用定員							
						1号認定	2号認定			3号認定		計	
施設名	施設種別	所在地	-	3歳	4歳		5歳	満1歳未満	満1歳以上	-	1歳		2歳
						-		1歳	2歳				
(仮称) ピノキオ幼児舎 HARUMI保育園 <small>※認証保育所から認可保育所へ移行</small>	保育所	晴海2-1-40 晴海プライムスクエア1階	(株)ピノキオコーポレーション	50	令和8年 4月1日	0	10	10	10	0	10	10	50
さくらさくみらい晴海 <small>※増床による定員拡大</small>	保育所	晴海2-5-24 晴海センタービル1階	(株)さくらさくみらい	62	令和8年 4月1日	0	12	12	12	6	10	10	62
計				112	-	0	22	22	22	6	20	20	112

※子ども・子育て支援法

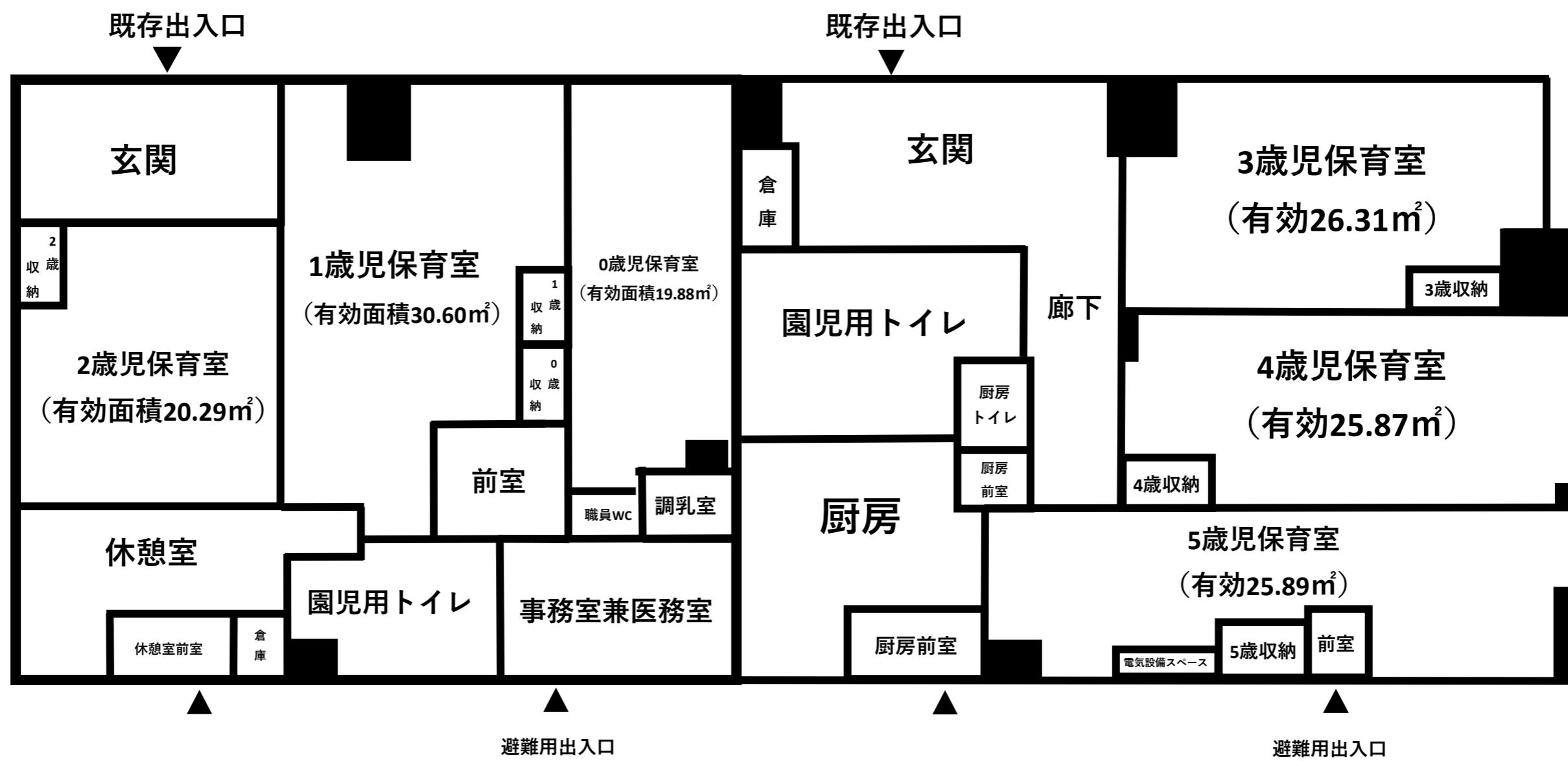
第31条第2項：市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項（市町村等における合議制の機関）の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第43条第2項：市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。



1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
10名	10名	10名	10名	10名	50名

(仮称)ピノキオ幼児舎HARUMI保育園



0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6名	10名	10名	12名	12名	12名	62名

さくらさくみらい 晴海